

農林水産省独立行政法人評価有識者会議
農業者年金基金部会

農林水産省経営局経営政策課

独立行政法人評価有識者会議農業者年金基金部会

日時：令和5年7月24日（月）

会場：農林水産省経営局A、B会議室

（本007、009）

時間：13：56～16：06

（Web会議併用）

議 事 次 第

1. 開 会

2. 議 事

（1） 独立行政法人農業者年金基金からのヒアリング

① 令和4年度業務実績等報告書について

- ・業務実績等について基金からの報告
- ・質疑応答

② 中期目標期間（平成30年度から令和4年度）業務実績等報告書について

- ・業務実績等について基金からの報告
- ・質疑応答

（2） 主務大臣の評価について

① 令和4年度業務実績に関する評価について

- ・評価結果（案）について主務省からの説明
- ・質疑応答

② 中期目標期間（平成30年度から令和4年度）業務実績に関する評価について

- ・評価結果（案）について主務省からの説明
- ・質疑応答

（3） その他

3. 閉 会

午後 1 時 5 6 分 開会

○菅原課長補佐 予定の時間よりも早いですが、ただ今から農林水産省独立行政法人評価有識者会議農業者年金基金部会を開催させていただきます。

委員の先生方、農業者年金基金の役職員の皆様方におかれましては、お忙しい中御出席いただきまして誠にありがとうございます。

本日は対面での出席のほか、ウェブ会議での出席を併用した開催となります。

事務局からのお願いですが、ウェブ会議で御出席されている皆様におかれましては、御自身が発言される場合以外はマイクをオフにさせていただきますようお願いいたします。

また、通信状況が悪く音声が届かないような状況になった場合には、映像を消して音声だけで参加いただくようお願いする場合もございます。御協力をお願いします。また、音声が聞こえない場合には挙手等でお知らせください。

本日の出席者につきましては、出席者名簿のとおりとなりますが、農林水産省所管独立行政法人の評価実施要領の別紙、農林水産省独立行政法人評価有識者会議についての第 6 の 7 において、出席委員の定足数は過半数とされているところであります。本日は委員 4 名全員に出席いただいておりますので、本日の有識者会議は有効となります。

また、本来であれば出席者を御紹介させていただくところがございますが、本日は例年の年度評価に加えまして、期間実績評価の審議等もありますので、時間の関係上省略させていただき、出席者名簿にて御確認ください。

本日の議事進行をさせていただきます農林水産省経営局経営政策課の菅原と申します。よろしくお願いいたします。

議事に入る前に、経営政策課長の日向から一言御挨拶申し上げます。

○日向課長 経営政策課長の日向でございます。着座して申し上げたいと思います。

本日は大変お忙しい中、独立行政法人評価の有識者会議に御出席いただきまして誠にありがとうございます。

農業者年金制度につきましては申し上げるまでもないことですが、農業者の老後生活の安定という福祉の目的、また、農業の担い手の確保に資するという農政上の目的を有する政策年金として措置しているところでござい

す。特に近年の農業従事者の減少あるいは高齢化が進展する中で、将来に向けて世代間のバランスの取れた農業就業構造を実現する、そのためには農業の内外から青年層の新規就農を促進するなど、若い世代の農業就業者を増加させていくことが重要になっていると認識しております。

昨年度まで御審議いただいております第4期中期目標期間では、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響などによって、現場の皆様は加入推進活動に相当の制約が生じたと理解しております。農業者年金基金及び業務受託機関の中でも相当御苦勞されたと思っておりますが、農業経営を行う農業者の確保と老後生活の安定に寄与するため、若い農業者の加入拡大を最大のミッションとして現場の皆さんに頑張っていたいただけたところだと思っております。

今年度は第5期中期目標期間の初年度ということでございます。令和4年度の業務実績の評価に加えまして、第4期、前期の中期目標期間の実績評価についても御審議いただくこととなっております。また、本日の御審議いただいた内容につきましては、新たな中期目標期間での取組を進めていく上でも引き継いでしっかり措置していくものと思っております。

農業者年金基金におかれては、農業者年金事業における年金給付等の適切な実施あるいは国内外の経済金融情勢が不透明な状況が続いている中で、年金資産の効率的な運用あるいは農業者に本制度を広く周知し普及させ、加入者数を拡大していくことが求められているところであると思っております。引き続き頑張っていたきたいと思っております。

また、本日のこの場では委員の皆様の目で農業者年金基金の取組等について御審議いただきたいと思っております。

主務省の評価をまとめるに当たりまして、委員の皆様から本日頂く御意見を十分に踏まえて、取りまとめをしていきたいと考えております。

本日は短時間の中でございますが、昨年度に引き続き多くの内容を御審議いただくこととなります。委員の皆様の忌憚のない御意見を賜りたいと考えているところでございますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○菅原課長補佐 日向課長ですが、業務の関係上ここで退席させていただきます。

○日向課長 失礼します。

○菅原課長補佐 それでは、本日の資料については議事次第の中にあります配付資料一覧のとおりでございますが、資料1から資料4までとなります。御確認をお願いいたします。

本日は、最初に農業者年金基金からのヒアリングを行います。年金基金から令和4年度業務実績の報告を頂き、その後、質疑応答とさせていただきます。続きまして、年金基金から中期目標期間実績の報告を頂きまして、質疑応答とさせていただきます。

その後、休憩を挟み、令和4年度業務実績に対する主務省の年度評価案を説明し、質疑応答とさせていただきます。それに続きまして、中期目標期間業務実績に対する主務省の評価案の説明、質疑応答とさせていただきます。

なお、本日議論いただいた内容につきましては、速記により記録し、後日、議事録として公表させていただくことになりますので、あらかじめ御了承願います。

それでは、議事次第に従いまして、初めに令和4年度業務実績の報告について農業者年金基金から御説明をお願いいたします。

○細川室長 それでは、令和4年度業務実績報告書につきまして御説明させていただきます。

農業者年金基金企画調整室長の細川でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、お時間が限られておりますので、基金の自己評価につきましてa評定以上の箇所を中心に御説明をいたします。

資料ですが、まず6ページを御覧ください。

中期目標の第3、中期計画の第1、国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するために取るべき措置についてでございます。

自己評価につきましてはBとさせていただいております。内訳につきましては、1の農業者年金事業につきましてはAとしております。

同じく6ページでございます。

内容でございますが、(1)被保険者資格の適用及び収納関係業務のうち、アの手続の迅速化ですが、s評定としております。年度計画に記載のとおり、

申出書の処理状況調査を年2回実施しまして、ホームページで公表を着実にやっておりまして、その結果として8月及び2月の処理分、いずれも標準処理期間内の処理割合が3年度に続きまして100%となっておりまして、基準に沿って評価いたしました。

続きまして、めくっていただきまして、7ページでございます。

イの被保険者資格の適切な管理についてでございます。a評価としております。計画にありますとおり、年金の資格記録と国民年金の被保険者資格記録の突合を年2回実施し、不整合者に対する対応として自己評価の①から⑤にある不整合者へのお知らせや受託機関での研修などを実施いたしました。その結果、不整合者に占める割合が年度計画の目標である0.7%以下となる0.51%となりまして、a評価としております。

続きまして、8ページでございます。

ウの保険料収納業務の円滑な実施についてでございます。計画どおりのためb評価としております。

めくっていただきまして、9ページ目でございます。

エ、過大に納付された保険料の迅速かつ確実な還付につきましても、計画どおりのためb評価といたしました。

続きまして、10ページでございます。

(2) 年金等給付業務、アの手続の迅速化につきましてはa評価といたしました。都道府県段階の受託機関が主催します研修会などにおきまして、制度の理解や事務処理能力の向上を図り、それによりまして迅速化に努めましたところ、標準処理期間内の処理割合98%を1ポイント以上上回った結果となったためでございます。

続きまして、11ページ目でございます。

イ、年金受給漏れの防止につきましてもa評価といたしました。65歳の誕生日の1か月前、また、65歳を超えても裁定請求を行わない方に対しまして、速やかに裁定請求書の提出を働きかける取組を行っております。また、令和4年4月からの受給開始時期の選択肢拡大の制度改正により、案内ハガキの発出頻度をより多くしまして、頻繁に案内するなど抜本的な取組の強化を図りました。さらに、制度改正に係るシステム改正におきまして、この構造が複雑化してい

るため、相当の時間を要する見込みでございました。令和3年度に基金職員が独自に開発した抽出ツールを活用しまして作業いたしましたところです。

加えて、制度改正によりまして新制度老齢年金につきまして、請求者の誕生日と請求を行った日のタイミングによっては年金額に差が生じることがございますので、受給可能者が不利益を被らないように周知を行っており、所期の目標を上回る成果であったと考えております。

続きまして、1ページ挟みまして13ページ目でございます。

ウ、受給資格のある方への適切な年金給付につきまして、計画どおりのためb評価といたしました。

続きまして、1ページ挟みまして15ページ目でございます。

(3)の情報システム管理業務につきまして、a評価としております。当基金の年金業務の中心となるシステムである農業者年金記録管理システムにつきましては、システムを利用する業務受託機関などからの改善要望や業務の効率化度合いを踏まえ改修を実施しております。また、インターネットエクスプローラー11のサポート期限到来対応もございまして、受託機関の意向を踏まえ、諸手続の利便性の向上の観点から取組を実施したところでございます。

加えまして、本中期目標期間で想定しておりませんでした令和4年度施行の年金制度の改正に係るシステム改修につきましては、適切なプロジェクト管理を通じまして、令和5年3月にシステム改修を全て完了いたしました。この完了に伴い、令和5年3月にサブシステムの運用を終了するとともに、サブシステムにおいて管理していたデータを着実にシステムに統合したところでございまして、これらを総合的に判断いたしましたところでございます。

以上が年金業務についてでございます。

続きまして、18ページ以降でございます。こちらは年金資産の運用になります。

2の年金資産の安全かつ効率的な運用につきまして、全体としてB評価としております。

その内訳でございますが、(1)基本方針に基づく安全かつ効率的な運用につきましては、年度計画どおりのためb評価といたしました。

続きまして、19ページ目でございます。

(2) 資金運用委員会などによるモニタリングにつきましても、計画どおりのためb評価といたしました。

また、(3)でございます。政策アセットミックスの検証・見直しにつきましては、令和3年度はアンケート調査を踏まえたアンケート結果も踏まえ、資金運用委員会等との議論を通じ、現在の政策アセットミックスに変更したためa評価としておりました。令和4年度はこの変更後の政策アセットミックスにつきまして、資金運用委員会において検証を行いましたところですので、十分な取組を行ったとしてb評価としております。

続きまして、20ページ目でございます。

(4) 運用の透明性の確保についてですが、年度計画どおりの対応としてb評価といたしました。

続きまして、おめくりいただきまして21ページ、(5) スチュワードシップ活動の実施について、a評価としております。基金は内部規程「スチュワードシップ責任を果たすための方針」に基づきまして、被保険者等の中長期的なリターンの拡大に資するよう、運用受託機関を通じてESGを考慮したスチュワードシップ活動を実施することとしております。

次期中期計画期間における運用受託機関の選任において、ESGを考慮したスチュワードシップ活動により積極的に取り組む機関の選任ですとか、低コストでESG指数をベンチマークとする投資を可能となる取組、また、運用受託機関を通じたスチュワードシップ活動の実施状況、ホームページでの公表、自家運用においては農水省が取り組む方針としておりますみどりの食料システム戦略にも沿う環境面に配慮したESG債の購入、投資表明を踏まえまして評価いたしましたところでございます。

以上が年金資産の安全かつ効率的な運用についてでございます。

続きまして、24ページ目でございます。

3、農業者年金制度の普及推進及び情報提供の充実の項目でございます。

まず、(1) 政策支援の対象となる若い農業者の加入の拡大の項目です。20歳から39歳以下の基幹的農業従事者に占める加入の割合を示す目標につきましては、自己評価はb評価としておりますが、令和4年度の目標25%に対しまして3.4ポイント下回る結果となったため、基準上はc評価となります。これは

背景といたしまして、コロナ禍の下で加入に有効な戸別訪問をはじめとする加入推進活動につきまして、現場において自粛せざるを得ないというような外的要因も影響として引き続きあったところによるものでございます。

令和4年度は新規感染者数が前年度よりも大幅に増加した年でもございまして、加入推進活動に対する制約は令和3年度に引き続き更に厳しいものとなりました。また、高病原性鳥インフルエンザの発生が過去最多になった年度でもございます。発生県の受託機関の一部におきましては、殺処分作業で多忙であったとのお話も伺っております。

一方、20歳から39歳までの基幹的農業従事者数は、令和4年度は29年度に対して76.7%まで減少する中で被保険者は同期間で82.3%の減少にとどまっていることを踏まえまして、b評価となっております。後に説明いたします(3)の加入推進活動の実施にもございますが、現場をはじめ関係者による加入促進に向けた取組により、新規加入者数は令和4年度につきましては対前年度の9割弱を確保した状況となっております。

続きまして、25ページ目でございます。

(2)の女性農業者の加入拡大についてです。女性農業者の基幹的農業従事者に占める加入者の割合を増やす目標でございます。令和4年度目標17%は令和3年度に達成いたしまして、令和4年度におきましても目標を上回っておりますので、a評価とさせていただきます。

続きまして、27ページ目でございます。

(3)加入推進活動の実施についてでございます。これも先ほど触れさせていただきましたが、コロナ禍の中でウェブを活用するなどの取組を進めまして、計画どおりの着実な実施といたしまして、b評価といたしました。

続きまして、28ページ目でございます。

(4)加入推進活動の効果検証についてでございます。計画どおり着実にアンケート調査を実施いたしまして、それを踏まえ周知するなど有効活用しながら効果的に取り組んだということで、b評価といたしました。

続きまして、29ページ目でございます。

(5)ホームページ等による情報提供について、a評価といたしました。内容としてア、イ、ウとございますが、いずれも年度計画の取組は着実に実施を

したと考えております。令和4年度におきましても、中期目標期間中には想定しておりませんでした制度改正に対応するため、アにありますとおり更に制度改正の内容を各普及資料に反映させ、制度説明用動画の新規作成と併せて可能なものから随時ホームページなどに提供したところをございまして、コロナ禍で困難な中、情報提供に加えて対応するものも含め、活用可能な手段は網羅的に行われまして、目標を上回る取組であったと考えております。

続きまして、32ページでございます。

中期目標の第4、第2の業務運営の効率化に関する目標を達成すべき措置についてでございます。こちらはB評価としておりまして、内訳として、一つ目の業務改善の推進につきましては、年度計画どおりの実施のためB評価といたしました。

34ページ目でございます。

電子化の推進について、A評価としております。

こちらの内容でございますが、35ページを御覧ください。

農業者年金記録管理システムの利用促進につきまして、年度計画どおりの目標を達成いたしましてb評価といたしました。

また、36ページ、(2)のマイナンバーによる情報連携につきましては、a評価といたしました。

主要な業務の実績について御覧いただきますと、まずは①として政策支援加入者に対しまして、例えば農業所得が900万円以下かどうかという地方税関係の照会、また、農業者年金加入者の国民年金情報の照会、また、特例付加年金、経営移譲年金の受給者の農業所得がないかどうかの地方税関係の照会を作業として行っております。これらの作業を通じて得ましたノウハウは作業マニュアルにも反映をいたしております。

また、②といたしまして、公的給付支給等口座情報連携につきまして、令和4年度中の運用開始に間に合うように計画的にシステム改修を実施いたしまして、令和5年3月27日から公的給付支給等口座情報連携による情報取得及びマイナンバーの直接取得の運用を開始いたしましたところでございます。

③といたしましては、今後の情報連携につきまして、令和4年にデジタル庁から示されました公共サービスメッシュへの対応を見据え、外部コンサルタン

トも活用いたしまして、作業手順の見直しなどについて検討いたしましたところ、網羅的かつ着実な取組がなされているといたしまして評価いたしましたところでございます。

続きまして、38ページ目を御覧ください。

運営経費の抑制につきましてでございますが、こちらはB評価としております。

内容でございますが、38ページ、（１）一般管理費及び事業費の削減につきまして、計画どおり毎年それぞれ３％、１％削減という目標を達成いたしました。

続きまして、39ページでございます。

（２）の給与水準の適正化についても計画どおり適正な水準であることをホームページにも公表しております。これを踏まえ、b評価といたしました。

続きまして、41ページ目でございます。

４の調達合理化につきましては、B評価、計画どおり実施していると評価いたしました。

43ページ目でございます。

５の組織体制の整備等につきまして、計画の趣旨を踏まえ着実に実施しているためB評価といたしました。

内訳でございますが、（１）組織体制の整備、また、44ページ目になりますが、（２）働き方改革の推進、また、新規事項でございますが、（３）を追加しております。令和３年12月に閣議決定されましたデジタル社会の実現に向けた重点計画に基づきまして、各独立行政法人は中期計画におきましてPMOを設置することが求められたことを受けての（３）の追加ということでございます。情報システムの整備及び管理として、この体制整備について検討を開始した旨を記載いたしました。

以上については、全て（１）から（３）はb評価といたした次第でございます。

続きまして、46ページ目でございます。

中期計画第３、財務内容の改善に関する事項につきましては、B評価といたしております。

内訳の（１）業務の効率化を反映した予算の策定と遵守、47ページ目、（２）の決算情報・セグメント情報の開示、（３）業務達成基準に基づく会計処理の適切な実施、48ページになりますが、（４）貸付金債権等の適切な管理等につきましては、計画どおりのため、b 評定といたしました。

48ページ下段になりますが、（５）の長期借入金の適切な実施につきましては、a 評定といたしました。これは世界的に金利が上昇傾向にある中ではございますが、入札参加者への丁寧な招へい活動を行うことで、市中金融機関からの需要の把握、市中金融機関が対応しやすい借入期間の設定を通じまして、事実上最も低い0.000%での借入れが行われたことによるものでございます。

続きまして、50ページ目でございます。

中期計画の第４、予算、収支計画及び資金計画についても、先ほどの削減率のとおりでございますので、b 評定といたしました。

続きまして、52ページでございます。

第５、短期借入金の限度額につきまして、こちらは実績がございませんでしたので、評価の対象外としているところでございます。

続きまして、53ページをお開きください。

第６、その他業務運営に関する重要事項につきましては、B 評定といたしまして、内訳の１の職員の人事に関する計画につきましても、B 評定としております。

続きまして、55ページになります。

２の積立金の処分に関する事項もB 評定、次の57ページ、３の内部統制の充実・強化も計画どおり着実に対応いたしましたため、B 評定としております。

内訳でございますが、（１）の経営管理会議による内部統制の充実・強化、58ページになりますが、（２）コンプライアンスの推進、59ページになりますが、（３）のリスク管理の徹底、（４）の内部監査につきまして、全てb 評定としております。

続きまして、61ページ目でございます。

中期目標の２、情報セキュリティ対策及び個人情報保護の強化・徹底につきましても、全体としてB 評定といたしまして、内訳につきましては、（１）情報セキュリティ対策の推進、62ページ、（２）個人情報保護対策の推進、63ペ

ージ、（３）研修等の実施につきまして、全てb評価としております。

続きまして、65ページ目でございます。

中期目標３の情報公開の推進につきまして、計画どおりのためB評価といたしました。

次に、66ページでございます。

中期目標の４、業務運営能力の向上等の取組につきましてでございますが、計画どおり実施したため、B評価としております。

（１）の研修の充実、また、67ページになりますが、（２）の委託業務の質の向上について、全てb評価としております。

以上、少々駆け足で大変恐縮でございますが、a評価以上のところを中心に説明をさせていただきました。

なお、評価におきまして、令和３年度と４年度で異なりますのは、18ページの２の年金資産の安全かつ効率的な運用の（３）の政策アセットミックスの検証・見直しの部分が昨年はa評価でございますが、令和４年度はb評価ということで、こちらが昨年度とは異なる部分になります。

私からの説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○菅原課長補佐 ありがとうございます。

御報告いただきました令和４年度の業務実績に係る自己評価につきまして、監事から御意見等がございましたらお願いいたします。

まず、坂本監事、いかがでしょうか。

○坂本監事 特段ございません。

○菅原課長補佐 ありがとうございます。

続きまして、小林監事、いかがでしょうか。

○小林監事 私からも特にございません。

○菅原課長補佐 ありがとうございます。

それでは、御報告いただきました令和４年度業務実績につきまして質疑応答を行います。

なお、委員からの質問等に基金から回答する際には、回答者の役職とお名前を発言の上、お願いいたします。

それでは、委員のどなたからでも構いませんので、御質問等をお願いいたし

ます。

それでは、どうぞ。

百瀬委員、お願いいたします。

○百瀬委員 細かいですが、ところどころポイントで表記すべきところがパーセントになっています。例えば24ページには、「21.6%となり、令和3年度末の22.1%より0.5%減少し」と書いてありますが、このパーセントはポイントで表記すべきだと思います。次のページでもやはりポイントで表記すべきところがパーセントになっています。

○菅原課長補佐 基金からお願いいたします。

○西野理事 理事の西野と申します。

誠に申し訳ございません。やはり変化はポイントで表記すべきだと思います。

○百瀬委員 修正をしていただければと思います。

それに関連して新規の加入者について質問をいたします。令和4年度に関しては鳥インフルエンザの影響があり、幾つかの都道府県では農業委員会がそちらの事に忙殺されて、加入推進活動ができなかったと聞いております。その結果、加入者の伸びが悪かったということですが、都道府県ごとに見た場合、鳥インフルエンザが発生した都道府県で極端に新規の加入者が伸びていないという傾向があったのか、それとも全国的にそういう傾向にあったのかを教えてくださいたいと思います。

○西野理事 西野です。

今回は鳥インフルエンザの殺処分数が今までで一番多かったということで、中には100万羽以上処分をしたという県が6県ございまして、その県について、これは若い農業者の方だけですけども、影響度合いを見てみました。そうすると、例えば茨城も大きな殺処分数があったけれども、ここだけは実際に被害が出たところ以外の地域が頑張っていたいて、茨城だけは伸びが結構大きかったという結果になりました。

ただ、加入実績数の多い県は、例えば北海道と鹿児島を見てみますと、この2道県は対前年と比べてみて1割から4割の減ということになっております。また、残りの3県については前年度から2割から3割の減少ということで、かなり影響が大きかったということがデータとしても分かっております。

○百瀬委員 そうであれば、鳥インフルエンザの影響がなかった都道府県については前年度並みの新規加入者を確保できているということでしょうか。

○西野理事 減少率だけ比較してみました。そうすると、この鳥インフルエンザの影響が大きかったところの落ち込みが激しいということがデータの的には証明できています。

○百瀬委員 冒頭に課長がおっしゃったように担い手の確保という目的が農業者年金基金にはあります。若い人の加入者が増えていかなければ、この制度の趣旨や目的が達成できていないという批判があってもおかしくはないと思います。

もちろん若い農家の方がそもそも減っているというのはあると思いますが、データを見る限り、若い農家の方の減少よりも新規加入者の減少の方が大きいと思われますので、新規加入者の減少には何か構造的な理由があるのではないのでしょうか。つまり鳥インフルエンザで新規加入者が減ったというのは当然了解ができますが、その影響が少なかった都道府県でも新規加入者が伸びていないとすれば、それは別の理由がないと説明がつかないと思います。この点について、基金ではどのような分析をされているのでしょうか。

○黒田理事長 理事長の黒田です。

先ほど鳥インフルエンザの影響についてのお話で、前年比減少の幅が大きかったところであったというところがありました。全体的にはほかの鳥インフルエンザの発生していない22府県を含めて減少の傾向というのはありますけれども、鳥インフルエンザの前にコロナの影響というところが依然として令和3年度と同様に続いていたというところがありまして、それに輪をかけて今話した25県については鳥インフルエンザの影響があったというところがあります。

全体の構造としては、委員が御指摘されたとおり若い基幹的農業従事者が減っているという前提の中での大きな流れの中にコロナと鳥インフルエンザが乗ってきたというところだと我々も見ております。

○百瀬委員 分かりました。ありがとうございました。

○菅原課長補佐 続きまして、大野委員、お願いいたします。

○大野委員 大野です。聞こえますでしょうか。

○菅原課長補佐 大丈夫です。

○大野委員 少しビデオの調子がおかしくて、ビデオは映っていないかと思いますが、申し訳ありません。このまま続けてもよろしいでしょうか。

○菅原課長補佐 大丈夫です。

○大野委員 申し訳ありません。

2点ほど伺えればと思います。まず1点目は、2の年金資産の安全かつ効率的な運用についてで、この中の（3）の政策アセットミックスの検証・見直しに関してです。評価に関するコメントということではありませんが、確認ということで伺えれば幸いです。

20ページのところに政策アセットミックスの変更ポイントというのが書かれています。それで、変更前、変更後と比べますと、国内債券の割合が下がって外国債券がその代わりに増大するという変更内容になっているかと思います。この変更は資金運用委員会の審議を踏まえた上で決定されたということで、資金運用委員会でも最新の金融経済情勢に鑑みてこのような御判断をされたと理解しております。この件につきましては特に私も異論があるわけではなく、こうした政策アセットミックスへの変更は十分にあり得るかと思います。

一方で、2年ほど前でしたでしょうか、契約者に対してアンケートを取られていたかと思います。それで、利回りの向上を希望するか、あるいは多少利回りは下がってもリスクを回避する、確実に戻ってくるという点を重視するのかを質問されていて、多くの方々はリターン重視よりもリスク回避重視という回答をされていたと記憶しておりますが、まずその点の認識が正しいかどうか確認させていただきたいというのが1点目です。

それを踏まえて政策アセットミックスの変更は、やはりリスクを増やしてリターンの向上を狙う変更内容になっているかと思いますが、2年ほど前の加入者に対するアンケートの回答とそぐわないわけではないと理解してよろしいのかどうかを伺いたいというのがまず1点目の質問でございます。

2点目が3の制度の普及推進及び情報提供の充実に関してです。この中の（1）の政策支援対象者の加入拡大ということで先ほども御議論ありましたが、若い基幹的農業従事者の方の被保険者の割合、これが目標に届かなかったという結果を御報告いただきました。

私はそれでもb評価ということで特に異論はないのですが、どのような経緯

でこの目標値が定められたのかについて、差し支えない範囲で結構ですので、伺えればと思います。

令和4年度の目標水準が25%という数値になってございます。仮に25%という数値が達成されたならば、被保険者の人数が1万3,372人という数値になり、この数値は令和元年度の被保険者より若干少ない数値になります。それで、平成29年度対比でいいますと、93.9%の減少率という水準になります。それに対して基幹的農業従事者の方は令和4年度で推計と書かれていますが、5万3,486人で、平成29年度からの減少率でいいますと75.7%という数値になっていると思います。まず、実現値の方からしますと、基幹的農業従事者数の減少と比べますと82.3%ですから、大分よい結果になっていると。目標25%には達していませんが、それでもそれほど悪くない数値なのかなと感じています。そこで、25%というそもそもの目標値がどういった経緯で設定されたのかというところについて伺えればと思います。目標を定めたときには、本当に25%というのが実現可能な数値と見込まれて設定されたのか、あるいは目標を定めるときに何らかの情報のミスマッチあるいは認識のミスマッチというのがあって、実現の可能性はそれほど高くはないにもかかわらず、そのような目標値が策定されるに至ってしまったのか、その辺りについて伺えればと思います。

長くなりましたが、私からの質問は以上です。

○菅原課長補佐 基金の方からお願いいたします。

○石垣理事 まず、1番目の質問に資金部を担当しております理事の石垣からお答えさせていただきます。

まず、委員のおっしゃっている被保険者を対象として実施された直近のアンケートは、令和2年11月に実施しております。このときのアンケートの中で幾つか質問がありますが、選択肢の回答でございまして、運用利回りが仮に下がったとしても今以上にリスクを増やしたくないという回答がおおむね半数近くを占めております。この点で委員の御認識は正しいかと思っております。

ちなみにですが、今の運用利回りでは足りないのもう少しリスクを増やしてもよいという回答は2割程度ございました。ただ、やはりほぼ半分の被保険者は、運用利回りが下がってもよいからリスクを増やしたくない、そういうことから委員がおっしゃったような御認識で合っているかと思います。

そして、その認識の上でアセットミクスの変更ということで行ったわけですが、もちろんリスクを上げてはいけないというところで、安全な運用を図っていくということはもちろんありますけれども、その一方で金融環境が変化している中で、どのように安定的な収益を上げていくかという観点から検討を行いまして、株式の保有割合を上げるというのはやはりリスクが大きいだろうと。

それでは債券ということになるわけですが、海外債券を増やしましても為替ヘッジをかけることによって為替の安定に伴う損失の拡大を防ぐということができて、これによって計算を行いましたところ、それ以前の国内債券71%、海外債券5%という割合で期待される収益と15%国内債券を減らして56%にして、その分海外債券を15%増やして20%にするとした場合には、ほぼ収益は同等と見込まれます。さらにリスク、この期待収益のばらつき具合、標準偏差でありますけれども、それは国内債券の割合を下げて海外債券の割合を増やすことによってリスクは減少するということでございまして、一般的な投資の効率性として、分母にリスク、標準偏差を置いて分子に期待収益を置くというシャープレシオと呼ばれておりますけれども、この投資の効率に関しましても分母が下がったということで、効率性はむしろ上昇したという認識です。こうした検証結果を踏まえまして政策アセットミクスの変更に及んだ、資金運用委員会の皆様の御理解も得られた、主務省の承認も得られた、こういう経緯であったと認識しているところでございます。

○大野委員 分かりました。ありがとうございます。

外国債券は、ちなみに全てヘッジ付きというわけではなく、20%の一部分をヘッジ付きにされているということでしょうか。

○石垣理事 いいえ、全てヘッジ付きで運用しております。

○大野委員 そうですか。分かりました。

今その辺りの数値が手元にあるわけではないので詳細は分かりませんが、もちろんヘッジ付きで運用されればリスクは相当抑えられるかと思います。リスクを抑えて加入者が希望するポートフォリオを形成するよう、工夫されていらっしゃるかと理解いたしました。ありがとうございます。

ヘッジ付きについては、昨今金利差が広がってヘッジコストが上昇傾向にあ

るかと思います。外国債券のリターン自体も上昇していますが、同時にヘッジコストの方も上昇しており、最終的にシャープレシオがどのようになっているのか、数値を確認しているわけではありませんが、資金運用委員会の方々がしっかり御覧になられていらっしゃると思いますので、そのように理解いたしました。

○菅原課長補佐　お願いします。

○石垣理事　ただいま委員の方からヘッジコストが上昇しているという御指摘がありましたけれども、確かに足元で見ますと、金利差がヘッジコストに反映しますので、上昇しているというのはまさに委員がおっしゃったとおりでございます。

確かにヘッジというのは便利というか、ヘッジですから、しなくてはいけない必要な部分はございますけれども、ヘッジに伴う様々なコストがございますので、今すぐヘッジの割合を見直すということではありませんけれども、それが今後どのように展開していくかということは、引き続き検討していきたいと、検証を加えていかなければいけないという認識を私どもも持っているところでございます。

○大野委員　ありがとうございます。

○細川室長　続きまして、加入推進の目標につきまして御説明申し上げます。企画調整室長の細川でございます。

まず、加入推進の目標につきましては、主務省から頂きます中期目標です。第4期につきましては、第4期の中期目標に基づきまして目標を頂いておるところでございます。旧制度の話を少し申し上げますと、旧制度の方も基幹的農業従事者に占める割合、これは参考情報でございますが、大体の加入率がおおむね3割ぐらいであったということでございます。旧制度は強制加入の方と任意加入の方の両方ございましたところですが、大体3割ぐらいの加入実績であったというのが平成13年度までの経緯でございました。

第4期につきましては、これまでの加入実績も踏まえまして、25%を占めるようにということで目標を頂いて取り組んでおりましたが、当基金におきましては、こういったところを踏まえて関係機関、受託機関と一体となって加入推進運動を進めてきたという経緯がございます。特に平成29年度から令和2年度

までの前期につきましては、加入者累計13万人を早期に達成する、また、後半につきましては、13万人達成が確実にになりましたので、現時点も含め15万人を早期に達成するという事でやっておりますけれども、こういったところを踏まえまして、目標としましては若い農業者でいきますと、前期の平成30年から令和2年度は各年2,800人、令和3年度から4年度につきましては毎年2,400人程度の加入を達成したいという目標を掲げて取り組んできた次第でございます。

一方で、先ほどの御議論、御説明にもございました新型コロナウイルスの発生によりまして、加入推進活動が現場でも大変苦戦するような状況になったということもございまして、目標の加入者数に届いていないところは大変心苦しいところでございますけれども、こういった背景もあるところでございます。

○菅原課長補佐 目標設定の考え方につきまして、農水省から補足で説明させていただきます。

この第4期の目標25%という設定の前提となった考え方ですが、第4期の前の第3期中期目標期間の最終年度におきましては、被保険者の割合を20%達成するという前提条件がございました。次の5か年間も毎年1ポイントずつ上げるということで、最終年度の令和4年度に25%にする、そういう考え方で目標設定をしたところでございます。

大野委員、よろしいでしょうか。

○大野委員 分かりました。ありがとうございます。

前中計では20%という数値目標が掲げられていて、そこから今回の中期目標ではもう少し高い水準を目指す、25%まで引き上げるということを目指していらっしゃったということですね。この背景としては、旧制度の方は3割ぐらい、もっと高い水準を実現していたので、25%ぐらいの水準であれば十分に実現可能であるであろうと、そうした御認識で目標を定められたという理解でよろしいでしょうか。

○菅原課長補佐 コロナとかの特別の事情がなければ、達成できるであろうという想定の下で設定した目標でございます。

○大野委員 分かりました。ありがとうございます。

○菅原課長補佐 大野委員は以上でよろしいでしょうか。

○大野委員 ありがとうございます。

○菅原課長補佐 続きまして、金井委員からお願いいたします。

○金井委員 金井です。よろしくお願いいたします。

私からは受給者漏れ、11ページ、12ページの辺りに関する質問と、もう一つ、34ページからの電子化の推進について1点ずつお聞きしたいと思います。

まず、受給者漏れの防止についてですけれども、ハガキや推奨の文書を送付したり制度改正のシステム対応が遅れたにもかかわらず、独自開発のツールを使って対象者を抽出して、きちんと網羅的に送ることができたというその点は大変評価に値すると思います。

それで、追加で未裁定者一覧表という書類を送っていただきまして、ありがとうございます。この文書によると、年金基金では裁定請求の勧奨を行っているにもかかわらず裁定が行われないものについては、受給漏れではなく未裁定者として整理をしていると。その未裁定者の方の人数は少し有意にいらっしゃるという状態ですね。このような勧奨をしているにもかかわらず、なお裁定の手続を取らない方が依然としていらっしゃるということについては、どのような理由があるとお考えでしょうか。そして、それに対する手だてはどのようにお考えでしょうというのが1点目の質問です。

次に電子化についてですが、昨年お聞きしたところ、システム関係の推進について、ソフトの依頼については外に丸投げをするのではなく、組織内に知見者を有しており、きちんと評価を行った上でシステム開発をしているというお話をお聞きして、これはよいことだなと思いましたが、今年度もその体制は継続しているのでしょうか。システムに詳しい方というのは高給で職場を変えられることもよくあることですので、今の体制についてお聞かせください。

以上です。

○菅原課長補佐 どうぞお願いします。

○西野理事 西野でございます。

まず、二つ目のシステムの関係から申し上げますと、今の体制は昨年度とほぼ同様でございまして、核となる人材もしっかりとおります。そこは御心配いただかなくても大丈夫かなと思います。

それと、1点目の未裁定者の理由とどんな手だてがあるかということですが、けれども、実は昭和32年度生まれの方を対象に繰下げ受給の状況を調査したこと

がでございます。そうすると、大体85%の方は裁定請求書をお送りいただいていたということでございます。残る15%ですけれども、受給開始の繰下げを希望されている方も中にはいらっしゃると思いますが、例年数%の方は1年経過してもなかなか裁定請求書を提出していただけないということもありまして、それを差し引きしますと、大体約1割の方は受給の繰下げを希望されているというように思います。

しかし、裁定請求書を提出していただけない方については、なかなかこうすれば全部提出していただけるという方法がございませんので、何回も何回も業務受託機関の方からも後押しを頂きますし、私どもからも請求書を早く提出してくださいという督促といいますか、粘り強くやっていくしかないかなというように思っております。

○金井委員 ありがとうございます。

年金の請求の実務というのはかなり煩雑で、なかなか高齢の方には難しい部分もあるかと思うんですけれども、それに対するお手伝いだとか何か相談という体制はあるのでしょうか。

○西野理事 書き方が分からないとか、そういった場合は地元の農業委員会なりJAにお尋ねいただくようにしております。

○金井委員 分かりました。

では、今の勸奨文書をきちんと送っているという点で受給者の漏れというのはほぼないと考えていいと思うんですけれども、未裁定者に対する対応についても引き続き是非お願いしたいと思います。ありがとうございました。

○菅原課長補佐 橋口委員、お願いいたします。

○橋口委員 聞き漏らした可能性があるのかなということで失礼ですけれども、資料でいいますと、27ページ辺りの上の方に昨年度から若い農業者における保険料の納付下限の引下げが実施されたということで、この効果といいましょうか、2万円を1万円に下げるというその辺りで保険料を納入されている方が実際どのぐらいいらっしゃるのかとか、そういった御報告みたいなものはございましたでしょうか。

○西野理事 保険料の2万円未満は令和4年1月から施行されまして、今年3月までに2万円未満で加入いただいているのは令和3年度中に13人と令和4年

度中に49人の合計62人です。

○橋口委員 令和4年1月から5年3月ですか。1年ちょっとの間ということですね。

○西野理事 せっかく作っていただいた制度ですので、是非とも活用していただきたいという呼び掛けておりますが、なかなか進んでいないのが実態です。

○橋口委員 分かりました。このぐらいの実績だということですね。承知しました。ありがとうございます。

○菅原課長補佐 よろしいですか。

それでは、時間の関係もございますので、次に進めさせていただきます。

続きまして、中期目標期間業務実績の報告に移ります。農業者年金基金から御説明をお願いいたします。

○細川室長 続きまして、中期目標期間、平成30年度から令和4年度までの業務実績報告につきまして、企画調整室の細川から引き続き御説明をさせていただきます。

資料でございますが、ページをめくっていただきまして、6ページからの説明になります。

先ほどと同じくa評価の箇所を中心に御説明をいたします。

まず、6ページ、国民に対して提供するサービスのその他業務の質の向上に関する目標を達成するため取るべき措置ということで、こちらの農業者年金事業につきましてはA評価といたしておりまして、また、(1)の被保険者資格適用及び収納関係業務、アの手続の迅速化につきましては、先ほどの令和4年度評価ではs評価でございますが、こちらでは当初の計画評価ということでa評価といたしております。

続きまして、7ページ目でございます。

こちらにつきましては、表を御覧いただければと考えております。平成30年度、令和元年度は標準処理期間内の割合が99%強でございましたが、令和2年8月はコロナ対策として在宅勤務の処理をいたしましたため、標準処理期間内の割合が低下いたしました。これらを踏まえ、在宅勤務は繁忙期以外で行う、また、繁忙期以外でも在宅勤務を行う割合を令和2年8月の水準よりも下げる等の体制の見直しを行いまして、中期目標期間中合計では98.78%といたしま

した次第でございます。

続きまして、8ページ目でございます。

イの被保険者資格の適切な管理につきましては、令和4年度評価同様にa評価としております。被保険者資格記録の突合、不整合者に対する申請書等の提出の働きかけの結果、不整合者の占める割合が目標である0.7%以下となりまして、令和2年8月以降では5回連続で0.5%程度となりました次第でございます。

続きまして、9ページ目です。

ウ、保険料収納業務の円滑な実施につきましては、こちらは計画どおりのため4年度評価同様にb評価といたしております。

同じく9ページ目でございます。

下段の方でございますが、エの過大に納付された保険料の迅速かつ確実な還付につきましては、こちらも計画どおりのため4年度評価同様b評価といたしました。

続きまして、10ページ目でございます。

(2) 年金等の給付業務につきましては、手続の迅速化につきましてはa評価といたしました。

これにつきましては、11ページの表を御覧ください。

期間中の処理割合は目標を大きく上回る99.10%、組織内での進捗状況の共有とか職員の適正配置を進めましたところ、処理割合は上昇傾向にありまして、目標を上回る成果としております。

同じく11ページ目でございます。

イの年金受給漏れの防止につきましては、4年度評価の説明と同じになりますが、裁定請求の勧奨、受給開始時期の選択肢拡大の機会を捉えた喚起、制度改革に係るシステム改修における基金職員の独自ツールの開発ということで、難しい状況の中での対応ということもございましたので、4年度同様a評価としております。

続きまして、飛びますが、13ページ目を御覧ください。

ウの受給資格のある方への適切な年金給付ということで、計画どおりとして4年度同様b評価としております。

続きまして、15ページ目でございます。

情報システムの管理につきましてでございますが、4年度と同様ですが、a 評価としております。インターネットエクスプローラーへの対応、年金記録管理システムのサブシステムの開始など困難な状況を対応いたしましたというところで考えております。

以上が農業者年金事業の部分でございます。

続きまして、18ページ目になりますが、資金運用についての御説明に入ります。

19ページになります。

(1) 基本方針に基づく安全かつ効率的な運用につきましては、計画どおりのため令和4年度評価と同様にb 評価といたしております。

続きまして、22ページ目、(2) の資金運用委員会等によるモニタリングにつきましても、毎年度計画どおり対応いたしましたので、4年度同様b 評価といたしました。

続きまして、23ページ、(3) のアセットミックスの検証・見直しにつきまして、令和3年度中に加入者アンケートや資金運用委員会の意見を踏まえまして、アセットミックスの国内債券15%減、外国債券15%増といった見直しを行いまして、これを評価し、中期目標期間としての評価としてはa 評価といたしたところでございます。

続きまして、25ページになります。

(4) の運用の透明性の確保につきましてでございます。計画どおり着実に対応したといたしまして、4年度同様b 評価といたしております。

続きまして、26ページ、スチュワードシップ活動の実施につきましてでございます。これも先ほどの説明と重複する部分もございますが、SDGs への対応も含めまして、令和4年度評価同様にa 評価といたしたところでございます。

次に、28ページ目となります。

普及推進の部分でございます。

もう一枚おめくりいただきまして、29ページ、農業者年金制度の普及推進及び情報提供の充実につきまして、評価としてはBといたしまして、(1) 政策支援対象となる若い農業者の加入拡大につきましては、4年度の説明にありま

したところでございますが、コロナの影響も引き続き生じたということもございまして、厳しい結果となりました。このような中でございますが、後に説明いたします（３）の加入推進活動の実施にありますとおり現場での推進の上での工夫もございまして、新規加入者も確実に確保できたところでございますので、b 評価といたしました。

続きまして、31ページを御覧ください。

（２）の女性加入者の拡大につきましては、こちらも目標どおりの結果となりましたので、a 評価といたしました。

続きまして、32ページ、加入推進活動の実施につきましてでございます。

こちらも令和４年度と内容は重複いたしますが、コロナ禍での対応ということもございまして、ページは飛びますが、34ページ目の（４）の加入推進活動の効果検証におきましても、アンケートを取りながら、それを注視いたしまして着実に対応させていただいたということで、令和４年度同様にb 評価とさせていただきます。

続きまして、35ページでございます。

（５）のホームページ等による情報提供についてですが、これも先ほどの説明と重複する部分もございました。制度改正もございましたので、その中での対応と加入推進も着実にやり、普及を行ったということも踏まえまして、令和４年度同様にa 評価といたしております。

続きまして、38ページでございます。

中期目標の第４、中期計画の第２ということで業務運営の効率化に関する目標を達成するため取るべき措置についてでございます。

まず一つ目、１の業務改善の推進につきましては、計画どおりのため４年度同様B 評価といたしました。

続きまして、41ページ目になります。

２の電子化の推進についてでございます。令和４年度と同様になりますが、内容としては同じになります。内訳といたしまして、42ページ目の農業者年金記録管理システムの利用促進につきましてはb 評価といたしておりますが、43ページ、マイナンバーによる対応につきましてはa 評価といたしております。マイナンバーに係る情報連携につきましては、円滑かつ着実な実施につきまし

て、43ページ以降にございますが、1番といたしましては政策支援加入者の地方税関係情報の連携、2番目といたしましては、農業者年金加入者の国民年金情報との連携、3番目としましては、現況届に係る再確認該当者の地方税関係情報の連携、4番目といたしまして、公的給付支給等口座情報に係る連携というところを行いまして、これらの対応につきましては試行錯誤ございましたが、いろいろ対応をしたというところもございまして、適切な対応ができたのではないかというように評価をしているところでございます。

続きまして、45ページ目になります。

運営経費の抑制につきまして、計画どおり一般管理費3%、事業費は1%毎年削減をするという目標につきまして達成いたしております。給与水準の適正化も図っておりますため、B評価といたしたところでございます。

内訳ですが、(1)の一般管理費及び事業費の削減、(2)の給与水準の適正化につきまして、計画どおりということで考えております。

続きまして、48ページ目でございます。

調達の合理化につきましてでございますが、計画どおりのためB評価といたしました。

続きまして、50ページでございます。

組織体制の整備につきまして、計画どおり行いましたのでB評価としまして、その内訳としましては、同じページの(1)にあります組織体制の整備、52ページになりますが、(2)の働き方改革の推進、また、先ほども申し上げました閣議決定を受けて追加することになりましたPMOの設置につきまして、(3)を令和3年度の項目から追記という形にしておりますが、こちらにつきましてもb評価としているところでございます。

続きまして、53ページでございます。

財務内容の改善に関する事項につきましても、毎年度着実に計画どおり行ったといたしましてB評価としております。

令和4年度と同じ評価になりますが、54ページから55ページになりますが、1番の業務の効率化を反映した予算の策定と遵守、2の決算情報・セグメント情報の開示、3番、業務達成基準に基づく会計処理の適切な実施、あと4番、貸付金債権等の適切な管理等につきましてb評価とさせていただきました。

一方、55ページの下段になりますが、5の長期借入金の適切な実施につきましては、これも4年度同様0.000%の借入れができましたこともございまして、a 評定といたしております。

続きまして、57ページでございます。

第4、予算、収支計画及び資金計画につきまして、先ほどの説明と重複いたしますが、削減できておりますので、B 評定といたしております。

60ページです。

第5、短期借入金の限度額につきましては対象外といたしております。

61ページ、第6になります。その他業務運営に関する重要事項につきまして、1の職員の人事に関する計画と併せて計画どおり実施いたしましたところから、各項目と併せましてB 評定といたしております。

63ページになります。

2の積立金の処分に関する事項につきましても同様でございます。

65ページになります。

中期目標では1、中期計画では3になりますが、内部統制の充実・強化でございます。毎年度、組織運営体制を整えながら着実な対応と考えております。

66ページの(1)経営管理会議による内部統制の充実・強化、(2)コンプライアンスの推進、67ページになりますが、(3)になりますリスク管理の徹底ということで、全ての項目についてb 評定といたしました。

続きまして、69ページです。

中期目標の第2、中期計画では4になりますが、情報セキュリティ対策及び個人情報保護の強化・徹底につきまして着実に対応できていると考えておりますが、計画どおりの対応ということで、69ページから74ページと非常に多くなっておりますが、こちらは各項目b 評定ということで考えております。

最後に77ページ、中期目標4、中期計画6になりますが、業務運営能力の向上につきまして、77ページの(1)の研修の充実、また、78ページ、(2)の委託業務の質の向上につきましても対応を着実に行的っていると考えまして、B 評定といたしました。

以上、駆け足でございますが、説明は以上でございます。

○菅原課長補佐 ありがとうございます。

それでは、こちらにつきましても御報告いただいた内容につきまして監事から御意見等がございましたらお願いいたします。

最初に坂本監事、いかがでしょうか。

○坂本監事 こちらについても特にございません。

○菅原課長補佐 ありがとうございます。

続きまして、小林監事、いかがでしょうか。

○小林監事 特にございません。

○菅原課長補佐 ありがとうございます。

それでは、御報告いただきました中期目標期間業務実績につきまして質疑応答を行います。こちらにつきましても委員のどなたからでも構いませので、御質問等をお願いいたします。

それでは、お願いいたします。

よろしいでしょうか。

では、百瀬委員、お願いいたします。

○百瀬委員 旧制度の経営移譲年金については、経営移譲が行われていなければ年金を支給しないことになっていますが、受給者の中には実態として経営移譲が行われているのか疑わしい方がいるので確認をしている、という話は以前から聞いておりました。その確認の数が年々減ってきているのはよい傾向だと思いますが、確認している間も支給を止めるのでしょうか。

○西野理事 はい。

○百瀬委員 例えば、実は経営移譲をしていないけれども、年金を受け取り続けていたという場合に、支給を止める前に誤って支給していた部分についても返還を求めるのでしょうか。

○西野理事 基本的には、全部返還を頂くということで厳しく対応しております。

○百瀬委員 実際に返還もきちっとされているという理解でよいでしょうか。

○西野理事 中には相続放棄されていたり、その場合はどうするかというのは別途検討しなくてはいけないんですけれども、基本的には全員返してもらうということで進めております。

○百瀬委員 もう一点、若い方の加入に関して質問させてください。アンケー

ト結果を見ると、特にコロナの影響があるとは思いますが、家族に言われて加入するという方が多くなっています。実際に加入者の特徴を見ても、事業主の家族の方が今は圧倒的に多くなっています。この間、特にコロナの影響で、戸別訪問が難しい状況でしたが、家族を通じた加入を増やしていくための取組というのが何かなされてきたのでしょうか。

○西野理事 戸別の訪問以外というか、実際は農業委員の顔見知りの方に加入推進をお願いするというのが一番効果があると思っております。ただ、家族に戸別訪問以外で何かするというのは、例えば家族経営協定の説明会の場で農業者年金の説明をするとか、そういうケースはあります。

○百瀬委員 御家族に加入を勧めてください、というような宣伝はしていないのでしょうか。

○西野理事 それは事あるごとに研修会でもお願いしております。

○百瀬委員 そういったものが実って、家族からの紹介で加入するという人が増えている可能性はあるのでしょうか。

○西野理事 経営主の方が自分で入られていて。

○百瀬委員 よい制度だなと。

○西野理事 はい。そういうことであれば。

○百瀬委員 家族からの紹介が多いということは、それだけ個人事業主の方は基金をよい制度だと思って、家族に加入を勧めているということですから、この点は高く評価できると思います。

○西野理事 データ的なものは持っていないんですけれども。

○百瀬委員 何か工夫されているのかなと思ったのですが、特にそういうわけではなくて、自然に家族からの紹介で加入する人が増えているということでしょうか。

○黒田理事長 理事長の黒田です。

私もあまり知見がないんですけれども、先ほどの家族の紹介が多いというところは、確かにここ二、三年の傾向といいますか、その前のコロナの問題が発生する前は戸別訪問が一番理由としては多かったというところがあります。家族の勧めに応じてというところは、経営主を通じてというところの個別の要請というのもありますし、いろいろな限られた制約のある中での戸別訪問でも必

ず御主人と同席をしていただいてとか、そういうところもあります。

それと、これは以前からリーフレットとかパンフレットとかそういうのは準備をしていますけれども、そういう女性向けといいますか、奥様向けといいますか、そういった属性向けの媒体の充実をして、そういう中身についてもいろんなチャンネルを使って、例えばホームページにもアップしたりとかそういったところも含めてターゲットに届くように、そういう工夫はしてきていますので、そういった効果ももしかしたらあるのかもしれないなというようには思っています。

○百瀬委員 ありがとうございます。

○菅原課長補佐 続きまして、金井委員、お願いいたします。

○金井委員 金井です。

27ページの辺りの運用受託機関の選定のことで質問がございます。運用受託機関については、「定性評価及び運用コストに係る価格競争により選任して」と書いてありますけれども、いわゆる運用実績についての評価というのは、受託機関に対してはされているのでしょうか。

○石垣理事 資金部担当理事、石垣でございます。

価格の評価というのは信託報酬でございます。運用を委託する以上は当然報酬も受け取らなければいけないので、委託先金融機関が受け取る報酬はこれだけ受け取りたいと思いますというのを競争のときに提示していただきます。もう一つ、委員のおっしゃった運用実績というところにつきましては、決定に当たりましてこういう方針で運用に臨みますとか、こういうリスクに対する考え方はこうですとか、そういったことを示していただきます。それに対してこういう工夫をしますということ、さらには、組織体制としてこういう人員を用意しております。こういった人員で運用に臨みます。こういったことを競争に当たりまして、コンペティションをした際にプレゼンテーションしていただき、書類も提出していただきます。それで私たち複数の職員が優劣を採点いたしまして、先ほど申しました信託報酬の関係につきましても採点をいたしまして、それらをまとめて委託先金融機関を決定する、そういうプロセスをたどっております。

○金井委員 分かりました。ありがとうございます。

○菅原課長補佐 金井委員の御質問は以上でよろしいでしょうか。

それでは、ほかの委員の方、どうでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、ここで一旦休憩とさせていただきます。

ただいまの時間が15時23分ですので、15時30分から再開させていただきます。

午後3時23分 休憩

午後3時30分 再開

○菅原課長補佐 それでは、皆さんおそろいようですので、議事を再開いたします。

主務大臣の評価につきまして、最初に令和4年度業務実績の評価結果につきまして、経営政策課から御説明させていただきます。

なお、時間が限られておりますので、a評価としたところなど主な内容だけ御説明させていただきます。

資料3の令和4年度に係る業務の実績に関する評価書案につきまして御説明いたします。

最初に、2ページに記載のとおり、総合評価についてはB評価を考えております。

その理由につきましては、項目別評価は重要な業務12項目のうち2項目がa評価、10項目がb評価であり、全体の評価を引き下げる事象もなかったことから、評価基準に基づきB評価としたところです。

法人全体の評価については、若い農業者の加入の増加に向け、より一層の加入推進活動に取り組むことが求められますが、特に業務運営上の重大な課題は認められず、全体として順調な組織運営が行われているものと評価するところです。

次に、項目別の評価となりますが、最初に国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項です。

5ページの農業者年金事業です。

適用・収納関係の手続の迅速化ですが、標準処理期間内の処理割合の目標97%に対しまして、100%を達成しているところからs評価としたところです。

次に、6ページの被保険者資格の適切な管理です。

年2回、計画どおりに国民年金の被保険者資格記録との突合を行いまして、必要な申出書を提出するよう通知するとともに、業務受託機関からの指導も促すことによって、不整合者の占める割合について目標0.7%以下に対し実績0.51%に減少させたことを評価し、a 評価としたところです。

続く9ページの給付関係の手続の迅速化です。

標準処理期間内の処理割合の目標98%を上回る99.57%を達成していることを評価し、a 評価としました。

次に、10ページの年金の受給漏れの防止です。

これについては、今期中期目標及び中期計画で予定しておりませんでした年金制度の改正により、令和4年4月から加入者自らが農業者老齢年金の受給開始時期を選択できるようになったところでありまして、案内ハガキの送付頻度を高めるとかパンフレットへの記載や業務受託機関を通じた周知など、未受給防止のための注意喚起の取組を強化したことから、a 評価としたところです。

続く13ページ、情報システム管理業務につきましても、今期中期目標及び中期計画で予定していなかった年金制度の改正により、農業者年金記録管理システムを改修する必要があったところですが、計画的にシステム改修を完了したこと、また、システム改修を完了するまでの間、円滑にサブシステムの暫定運用を行ったことを評価し、a 評価としたところです。

次に、年金資産の安全かつ効率的な運用の中の19ページのスチュワードシップ活動の実施についてですが、投資先におけるESGを考慮した企業価値向上等の取組を運用受託機関を通じて促すとともに、ESGを考慮したスチュワードシップ活動に積極的に取り組む運用受託機関の選任に努めたこと、さらに、年金基金自らが自家運用でESG債の購入等を行ったことを評価し、a 評価としたところです。

次の22ページ、農業者年金制度の普及推進及び情報提供の充実です。

政策支援の対象となる若い農業者の加入の拡大につきましては、若い基幹的農業従事者に対する被保険者の割合を25%に拡大するという目標に対しまして、実績21.9%となり、c 評価が相当なところです。

しかし、令和4年度には新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響があったほか、全国的に鳥インフルエンザの発生が多かったことから、業務受託機関

である市町村農業委員会やＪＡによる加入推進活動が制約される中、普及啓発等によって加入推進に努め、前年度並みの新規加入者数を確保していることを考慮して、主務省評価はｂ評価が妥当であるとしたところです。

また、課題としまして、若い農業者の新規加入者の増加に向け、今年度から始まる新たな中期計画期間においても、活動内容に工夫を加え、より効果的な加入推進活動に取り組まれないということを記載したいと思っております。

続く23ページですが、女性農業者の加入の拡大ですが、ＪＡの女性組織といった女性農業者の集い等を活用した普及啓発の取組により、女性の基幹的農業従事者に対する被保険者の割合を17%に拡大するという目標に対しまして、実績20.4%となったことから a 評価としたところです。

次に、27ページのホームページ等による情報の提供となります。

こちらについても今期中の中期目標及び中期計画で予定していなかった年金制度の改正により、農業者年金制度を解説する手引等のマニュアルを改訂し、業務受託機関に情報提供したほか、加入推進用のパンフレットやリーフレットの内容更新、新たに説明用動画を作成し、研修会での活用やホームページ掲載により農業者等への周知を行ったことを評価し、a 評価としました。

次に、業務運営の効率化に関する事項となります。

34ページの電子化の推進の中のマイナンバーによる情報連携ですが、公金受取口座登録法の施行に伴う口座情報の連携につきましては、計画的にシステム改修を行った結果、令和5年3月27日から運用を開始することができております。また、マイナンバーによる情報連携についても、公共サービスメッシュへの対応を見据えつつ、地方税関係情報や国民年金情報の照会作業を継続し、本格的な情報連携に向けた準備を着実に進めたことを評価し、a 評価としたところです。

続く39ページの調達の合理化ですが、一者応札・応募件数の目標6件以内に対し、実績15件となったところですが、システム改修等に対応できる業者が限定されることや、印刷案件で原材料費等の高騰が入札参加者数に影響したというやむを得ない事情によるもの10件が含まれたことによるものとなります。これら事情の10件を除くと5件となることから、b 評価が妥当であるとしたところです。

最後の項目となりますが、財務内容の改善に関する事項です。

46ページに長期借入金の適切な実施の項目がありますが、世界的に金利が上昇傾向にあり、金利環境に変化が見られる状況にある中で、入札参加者への丁寧な招へい活動を行い、市中金融機関の需要を把握するとともに、応札しやすい借入期間に調整するなどしたことにより、事実上最も低い借入利率であるゼロ%での借入れを行うことができたことを評価し、a 評価としたところです。

以上が主な評価の内容となりますが、ほかの項目につきましては、いずれも b 評価となるところです。

簡単な説明となりましたが、この評価結果につきまして御質問等ございましたらお願いいたします。

百瀬委員、お願いいたします。

○百瀬委員 直接には関係ないかもしれませんが、加入推進目標の達成状況のところについて確認させてください。農業で働く比較的若い年齢の方のなかで、法人で働く人が増えているのであれば、法人の場合は厚生年金に入りますので、農業者年金には加入できません。若い加入者がなかなか増えないことに関して、その影響はないのでしょうか。もしこの影響が大きいのだとすれば、農水省が、一方で法人経営化を促しながら、もう一方で農業者年金基金に若い加入者の増加を求めることは、何か矛盾しているような気もしてきているのですが、その辺りはいかがでしょうか。

○菅原課長補佐 この農業者年金を担当している経営政策課では、農業経営の法人化というところを広めようとする取組は進めているところになります。もちろんそういった組織に加入する農業者は農業者年金には加入できず、厚生年金になりますので、確かにそういった影響がある部分は否めないかもしれませんが。

ただ、そうはいつでも、法人化する前提としまして若い方が農業にたくさん入ってきていただきたいということがありますので、個人向けの農業者年金も措置しているところでございます。

○百瀬委員 実績の評価として、もちろんこれが a になるというわけではないのですが、私が知る限りは若い農業者ほど法人で働く方が多いので、若い基幹的農業従事者のなかで、農業者年金に加入できない人が増えているのではない

でしょうか。

○菅原課長補佐 この基幹的農業従事者というのは個人の方なので、法人の方は入っていません。

○百瀬委員 失礼しました。であれば、若い基幹的農業従事者が減っている理由の一つは、法人で働く農業者がここから抜けているということでしょうか。

○菅原課長補佐 その辺りは否定できないとは思っております。

○百瀬委員 承知しました。

○菅原課長補佐 ほかにどなたかよろしいでしょうか。

金井委員、お願いいたします。

○金井委員 金井です。

34ページ辺りにマイナンバーによる情報連携のことが載っていますが、マイナンバーの情報連携については昨今いろいろなことが起きていますけれども、主務省として本格的な情報連携に向けて何か注意すべきことなどのコメントがありましたら教えてください。デジタル庁が言っている公共サービスメッシュの対応とは、分かりやすく説明していただけると有り難いです。お願いします。

○菅原課長補佐 農業者年金の方では、このマイナンバー連携ということでシステム改修などの準備を進めているところですが、まだ先のことで、令和8年とか9年とか大分先になるところでございます。

今回いろいろ報道等にありますとおり、マイナンバー連携につきましてミスなどの話もあるところですが、公金受取口座登録法の施行に伴うシステム改修につきまして、農業者年金基金に対しましてはミスが起きないようにチェックをするようなマニュアル整備をお願いしております。既にマニュアル整備もしていただいておりますので、そのマニュアルも一度作って終わりではなくて、随時見直しをしていただいてバージョンアップしてもらって、そういった話もしているところでございます。

それから、この公共サービスメッシュですが、これは国全体でサーバを共有するというような取組です。あまり詳しくないんですが、こちらの整備も先ほど言いました令和8年、9年ぐらいになりますので、これを使ってマイナンバーの情報連携を進めるというような取組の一つであります。

しっかりと内容が分かる説明でなくて、申し訳ございません。

○金井委員 分かりました。ありがとうございます。

○菅原課長補佐 大野委員、お願いいたします。

○大野委員 ありがとうございます。

私からは年金資産の安全かつ効率的な運用のスチュワードシップ活動の評価について伺えればと思います。スチュワードシップ活動につきまして、こちらはa評価とされていらっしゃるんですけども、その根拠をもう一度お聞かせいただければと思います。

一番最初に掲げているスチュワードシップ活動の目標値ですけども、被保険者の中長期的な投資リターンの拡大に資するよう、責任ある機関投資家としてスチュワードシップ責任を果たすための活動を実施し、その活動状況について毎年度公表するというのが目標ということで設定されております。a評価ということですので、平均的な活動を上回る実績がなされたというご認識かと思われますけれども、このaというのがどの辺りの活動を反映してa評価にされているのかというところを伺えればと思います。

運用受託機関を通じてスチュワードシップ活動を実施された、あるいは株主議決権行使の結果をホームページで公表されたといったような活動がなされ、更にESG債を購入するといった活動を踏まえてa評価というように判断されているのか、その辺りについて伺えればと思います。

○菅原課長補佐 大野委員がおっしゃったとおり、運用受託機関を通じたスチュワードシップ活動だけでなく、基金自ら自家運用におきましてもESG債を購入し、投資表明を行っている、そういった部分からa評価を考えているところでございます。

○大野委員 分かりました。

そうしますと、ESG投資自体がスチュワードシップ活動の中に含まれると。それも包含した上で目標設定をされているという理解をすればよろしいでしょうか。

○菅原課長補佐 おっしゃるとおりでございます。

○大野委員 分かりました。ありがとうございます。

○菅原課長補佐 そのほかの委員、どうでしょうか。よろしいでしょうか。

では、橋口委員、お願いします。

○橋口委員 大野委員がおっしゃったところを少し見て、気が付いたところがあったんですが、E S G 債の話は何ページにございましたでしょうか。

○菅原課長補佐 19ページ、20ページの辺りです。

○橋口委員 どこか見失ったな。中期目標の方だったかな。同時に中期目標の方も並行して見ていたので、見失ってしまいました。もしあれば後から聞きます、申し訳ございません。

○菅原課長補佐 それでは、こちらにつきましてはよろしいでしょうか。

○菅原課長補佐 それでは、次の議題に移らせていただきます。

続きまして、中期目標期間業務実績の評価結果案につきまして経営政策課から御説明させていただきます。こちらにつきましても、時間の関係もございしますので、a 評価としたところなど主な内容だけ御説明させていただきます。

こちらは資料4の中期目標期間に係る業務の実績に関する評価書案に基づきまして、御説明いたします。

最初に、2ページに記載のとおり総合評価についてはB評価を考えております。

項目別評価は、重要な業務12項目のうち2項目がa評価、10項目がb評価となります。業務全体としては、48の小項目のうち11項目がa評価、36項目がb評価、中間目標期間中に実績がない短期借入金の1項目が評価外となりまして、全体の評価を引き下げる事象もなかったことから、評価基準に基づきB評価としたところです。

法人全体の評価については、業務及び組織全体として、中期目標における所期の目標の達成に向けおおむね適切に業務運営が行われており、中期目標及び中期計画に沿った取組が進められたものと評価するところです。

項目別の評価については、最初に国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項です。

最初に、5ページの農業者年金事業です。

適用・収納関係の手続の迅速化ですが、平成30年度から令和4年度までの標準処理期間内の処理割合の平均が98.87%となったことを評価し、a評価としたところです。

次に、7ページの被保険者資格の適切な管理です。

毎年度2回、国民年金の被保険者資格記録との突合を行い、被保険者に対する不整合者の占める割合を平成30年度上期の実績0.63%から令和4年度下期の実績0.57%まで下げ、適正な被保険者の資格記録に基づいた年金給付に結びつけたことを評価し、a 評価としたところです。

続きまして、9 ページの給付関係の手續の迅速化です。

平成30年度から令和4年度までの標準処理期間内の処理割合の平均が99.10%となったことを評価し、a 評価としました。

次に、10ページの年金の受給漏れの防止です。

毎年度計画どおりに裁定請求の勧奨を行った結果、90%以上の者が裁定請求書を提出したこと、また、今期中期目標及び中期計画で予定していなかった年金制度の改正により、令和4年4月から加入者自らが農業者老齢年金の受給開始時期を選択できるようになったことについて、加入者への周知など未受給防止のための注意喚起の取組を強化したことを評価し、a 評価としたところです。

続く14ページ、情報システム管理業務につきましては、毎年度システム改修の必要性や優先順位を確認し、計画的なシステム改修を進めたこと、また、今期中期目標及び中期計画で予定していなかった年金制度の改正により、農業者年金記録管理システムを改修する必要があったところですが、令和5年3月までに計画的にシステム改修を完了したことを評価し、a 評価としたところです。

次に、21ページの年金資産の安全かつ効率的な運用の中の政策アセットミックスの検証・見直しについてです。

平成28年に日本銀行が導入したマイナス金利政策等による低金利政策の長期化でありますとか、国内外の金融情勢が不透明な中、従来の国内債券中心の資産運用では、期待リターンの低減への危機感があったところです。

このため、令和元年度以降、政策アセットミックスの検証や加入者に対する資産運用に関する意向調査の実施、国内債券の一部の為替ヘッジあり外国債券への振り分け、資金運用委員会での変更後の政策アセットミックスの検証などを行いまして、中期目標期間の各年度において適切な政策アセットミックスの検討を行い、加入者の年金原資の安定的な確保に努めたことを評価し、a 評価とした

ところです。

24ページのスチュワードシップ活動の実施につきましては、令和2年9月にスチュワードシップ責任を果たすための方針を一部改正し、運用受託機関を通じてESGに考慮した投資先企業の企業価値の向上や持続的成長を促す活動を実施しております。

また、ESG投資の拡大のため、年金基金自らが自家運用で令和3年度及び4年度にESG債の購入及び投資表明を行ったほか、ESG債投資を考慮したスチュワードシップ活動に積極的に取り組む運用受託機関の選任に努めております。

以上の取組を評価し、a評価としたところです。

続きまして、27ページの農業者年金制度の普及推進及び情報提供の充実です。

政策支援の対象となる若い農業者の加入の拡大につきましては、令和元年度以降は新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言等によりまして加入推進活動が制約を受けたことから、若い基幹的農業従事者に対する被保険者の割合は、令和3年度で24%に拡大するという目標に対し、実績22.1%、続く中期目標期間の最終年度である令和4年度では、目標25%に対し実績21.9%となり、目標を下回る結果となったところです。

しかし、令和4年度におきましても、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響があったほか、全国的に鳥インフルエンザの発生が多かったことから、業務受託機関による加入推進活動が制約される中、普及啓発等によりまして加入推進に努め、前年度並みの新規加入者数を確保していることを考慮し、主務省評価はb評価が妥当であるとしたところです。

また、課題としまして、20歳から39歳までの若い農業者の新規加入者の増加に向け、次期中期計画期間においても活動内容に工夫を加え、より効果的な加入推進活動に取り組まれないということを記載したいと思っております。

続く29ページの女性農業者の加入の拡大については、平成30年度以降に順調に目標を達成し、令和3年度の女性の基幹的農業従事者に対する被保険者の割合は、目標15.7%に対し実績17.5%、令和4年度の増加割合についても、目標17.0%に対し実績20.4%となり、所期の目標を上回る成果があったことを評価し、a評価としたところです。

次に、33ページのホームページ等による情報の提供となります。

こちらについても、今期中期目標及び中期計画で予定していなかった年金制度の改正により、農業者年金制度を解説する手引等のマニュアルを改訂し、業務受託機関に情報提供したほか、加入推進用パンフレットやリーフレットの内容更新、新たに説明用動画を作成し、研修会での活用やホームページ掲載により農業者等への周知を図ったことを評価し、a 評価としました。

次に、業務運営の効率化に関する事項です。

電子化の推進の中の40ページのマイナンバーによる情報連携ですが、今期中期目標及び中期計画で予定されていなかった令和2年12月閣議決定のデジタル・ガバメント実行計画によるマイナンバーによる情報連携の工程に即しまして、計画的にシステム改修を行った結果、令和5年3月27日から公金受取口座登録法の施行に伴う口座情報の連携に係る運用を開始することができております。また、農業者年金被保険者情報の国民年金基金連合会への提供でありますとか令和元年の戸籍法改正に伴う戸籍関係情報の連携につきましても、公共サービスメッシュへの対応を見据え、開発リスクを低減するための検討を進めたことを評価し、a 評価としたところです。

続く45ページの調達の合理化についてですが、平成30年度から令和4年度までの各年度におきまして、随意契約件数は目標である8件以下を達成しているところです。その一方で、一者応札・応募件数については、令和3年度及び令和4年度に目標の未達成となっておりますが、年金制度改正に伴うシステム改修等案件で業者が限定されたこと、また、印刷案件で原材料費等の高騰が入札参加者数に影響したというやむを得ない理由によるものであり、これら事情の案件を除くと平均は約5件となり、目標である6件を下回っていることを考慮し、b 評価が妥当であるとしたところです。

最後の項目となりますが、財務内容の改善に関する事項です。

52ページに長期借入金の適切な実施の項目がありますが、入札参加者への丁寧な招へい活動を行い、市中金融機関が応札しやすい借入期間に調整するとともに、毎年度の借入金額の平準化を図ったことにより、平成30年度から令和4年度までの各年度において、事実上最も低い借入利率であるゼロ%での借入れを行うことができたことを評価し、a 評価としたところです。

以上が主な評価の内容となりますが、他の項目につきましては、いずれもb
評価となります。

簡単な説明ですが、評価結果案につきましては以上となりますので、御質問
等ございましたらお願いいたします。

では、橋口委員、お願いいたします。

○橋口委員 先ほど言おうとしたのはこちらでした。大変細かいことで恐縮で
すし、同じ表現が基金さんの第4期中期目標期間業務実績等報告書にもあるの
で、本当はそちらでお尋ねすべきだったと思います。今の御説明の資料だと24
ページの真ん中付近の項目3のところにE S G債を購入ということで、これは
持続可能な開発目標を踏まえて農水省が策定したみどりの食料システム戦略に
おいて、具体的な取組例とされているモーダルシフトにも合致したものである
と書いてあります。このモーダルシフトに合致したE S G債として、鉄道建
設・運輸施設整備支援機構債は鉄道ということで分かりますが、この東日本高
速道路株式会社債の方も、モーダルシフトに合致しているという理解でよろし
いでしょうか。

○菅原課長補佐 こちらにつきましても、同じ観点ということで合致するもの
だということです。

○橋口委員 モーダルシフトというと、車から鉄道とか船にシフトさせるとい
うことかなと思ったんですけれども、この東日本高速道路株式会社債がE S G
債ということにはなっているのかもしれないんですが、モーダルシフトに合致
しているというのが若干気になります。ただ、先ほど申しましたように、これ
は基金さんの方に元々ある表現ですので、申し訳ございません。

○菅原課長補佐 それでは、年金基金から説明させていただきます。

○石垣理事 資金担当の石垣でございます。

お尋ねの中の東日本高速道路、こちらの方はE S Gの中でもいわゆるソーシ
ャルボンドの方でございます。先ほどおっしゃっていた鉄道建設関係はサステ
ーナビリティボンドということで、いわゆる環境改善ということですが、
東日本高速道路についてはソーシャルボンドという整理がされております。

○橋口委員 ですので、E S G債ということでいうと、その概念に含まれるの
かもしれないんですが、モーダルシフトに合致したものであるというようにこ

ここに合わせて書いてあるので、ここは少しどういうことかなというふうに思ったということなんですけれども。これは本当に素人の理解からすると、東日本高速道路はモーダルシフトに合致しているのかなという単純な話なんですけれども。

○黒田理事長　少し並べ方が。

○石垣理事　表現が分かりづらかったかもしれません。

○菅原課長補佐　少し表現が紛らわしい。

○橋口委員　そうですね。どこがどこに掛かるのかといった辺り、点の位置を変えるとか、あるいは何か少し接続詞を補っていただくとかすれば多分違和感ないのかもしれないんですけれども。

○菅原課長補佐　基金の方で可能であれば、ここの記載をもう少し分かりやすいように修正いただければと思います。

○橋口委員　本質的でない内容で申し訳ございません。

○石垣理事　もう少し正確性を期するような表現にさせていただきたいと思います。

○橋口委員　申し訳ございません。

○菅原課長補佐　よろしいですか。

では、続きまして、大野委員、お願いいたします。

○大野委員　ありがとうございます。

私からは資料29ページ辺りになりますでしょうか。女性農業者の加入推進に関してです。こちらは目標を達成していますので、a評価ということについては私も異論ございません。

質問は、これと併せて若い世代の方の加入推進、こちらはコロナ禍等の影響により目標を達成できなかったというような御説明を頂いたんですけれども、女性農業者に関しても加入推進においてはコロナ禍等は障害になっていたと考えられるわけですが、こちらは目標を上回る実績というのを実現されています。ですので、a評価に全く異論はないんですが、やはり目標の設定といたしますか、女性農業者という母集団特有の特徴によって加入推進がしやすくなる。一方、若い世代の方たちの母集団特有の事情によって、加入推進をしてもなかなか加入が進まないといったような事情がこの辺りから推察されてくるかと思えます。

目標の定め方はなかなか簡単にはいかないかもしれませんが、これだけ若い世代と女性ということで結果が異なっていますので、目標の定め方についても工夫が必要であるようにも感じました。

少し印象めいたことで恐縮ですけれども、私からは以上とさせていただきます。

○菅原課長補佐 ありがとうございます。

この第4期では、若い農業者と女性農業者の目標達成についてはパーセント表示をしているところですが、今年度、令和5年度から始まります中期目標期間ではパーセントの目標設定ではなく、加入者が何人いたかという人数での目標に変わるところでございます。この場で細かい説明はいたしません、今後どうなるかという部分は、若い農業者、女性農業者ともに推移を見ていきたいと考えているところでございます。

○大野委員 分かりました。ありがとうございます。

○菅原課長補佐 ほかの委員の方、どうでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、時間が少し早いですが、議事次第の最後のその他に移らせていただきます。

全体を通しまして、何か御質問等がございましたらお願いいたします。いかがでしょうか。

○菅原課長補佐 それでは、よろしいでしょうか。

特にないようでしたら、以上をもちまして予定しておりました議事については全て終了とさせていただきます。

また、本日の議事録につきましては、各委員の皆様と発言者の皆様に内容を確認いただいた上で、農林水産省のホームページで公開することとさせていただきます。

以上をもちまして、農林水産省独立行政法人評価有識者会議農業者年金基金部会を閉会させていただきます。

今年度は、昨年度に引き続きまして年度評価及び中期目標期間実績評価の二つの評価となり、委員の皆様方には膨大な資料にお目通しいただき、ありがとうございました。また、長時間にわたり御審議いただき、ありがとうございました。

ウェブ会議で参加されている方は、退出をお願いいたします。

午後 4 時 0 6 分 閉会